

江戸東京きらりプロジェクト商品開発事業実施要綱

(制定) 令和8年7月9日付8産労総企第660号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、江戸東京きらりプロジェクト商品開発事業（以下「商品開発事業」という。）の実施に必要な基本的事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 商品開発事業は、意欲的な事業者が行う「江戸東京きらり」ブランドのコンセプトを体現する商品の開発や国内外への展開等の取組を通じて、東京の伝統ある産業の魅力向上、技の継承を目的とする。

(公募等)

第3条 知事は、(1)から(13)までの全ての事項を満たす事業者（法人又は個人）、又は構成事業者全てが(4)から(13)までの事項を満たし、かつ(1)から(3)までの事項を満たす事業者を含むグループを、別に定める募集要項により公募する。

なお、江戸東京きらりプロジェクトモデル事業実施要綱（平成29年5月26日付29産労総企第99号。以下「モデル事業実施要綱」という。）に定めるモデル事業者も応募することができる。ただし、モデル事業における磨き上げ支援の対象期間と、商品開発事業におけるハンズオン支援の対象期間が重複する場合は、応募の対象外とする。

- (1) 江戸東京の伝統に根差した技術やノウハウをもとに、衣・食・住に関わるものづくり又はサービス提供を行っていること。
- (2) 原則、東京を拠点として事業活動を行っていること。ただし、事業所が都外にある場合でも、東京都指定伝統工芸品や都内区市町村が認定する伝統工芸品を製作、又は東京ならではの伝統的な技法や生産方法等を用いたものづくりやサービスの提供を行っている事業者を含む。
- (3) 核となるものづくりやサービスに、概ね東京で100年以上続く技術やノウハウが活かされていること。ただし、産品やサービスの基本的な技術等の継続性があれば、事業者の創業年数、法人設立年数は問わない。
- (4) 伝統の技術やノウハウを活用し、新分野や海外への展開を図る等、新たな発想や方法での取組に係る事業計画と意欲を有していること。ただし、既に取組を始めているもの、これから始めるもの、いずれも対象とする。
- (5) (4)で記載した事業計画を着実に遂行するために必要な経営基盤や体制を有していること。
- (6) 会社経営、事業実施に係る関係法令を遵守していること。
- (7) 東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- (8) 過去に国、都道府県、区市町村との契約や許認可等において、不正等の事故を起こしていないこと。
- (9) 社会・環境への配慮及び顧客等からの信頼確保に努めていること。

- (10) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- (11) 遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていないこと。
- (12) 事業の目的が、宗教活動や政治活動ではないこと。
- (13) 本事業に採択後、東京都が実施する調査やイベント等にご協力をいただけること。

（応募）

第4条 公募に応じようとする事業者等（以下「応募事業者」という。）は、期日までに、様式1（応募用紙）に添付書類を添えて、知事に提出する。

（事業者の選定）

第5条 知事は、別に定める審査要領を踏まえ、商品開発事業を実施する事業者（以下「商品開発事業者」という。）を選定する。

- 2 知事は、前項により選定した商品開発事業者に対して、様式2（通知書）により通知する。
- 3 商品開発事業者は、モデル事業実施要綱に定める「モデル事業者」と位置づけ、同要綱第6条の支援（（2）及び（3）のみ）を実施する。

（支援内容）

第6条 知事は、前条により選定した商品開発事業者に対して、以下の支援を実施する。

（1）商品開発支援

商品開発事業ごとに、商品開発（開発した商品に係る販路開拓、プロモーション等を含む。）の取組に対する支援

- ・計画の具体化支援（採択後、3ヵ月）
- ・ハンズオン支援（採択の翌年度から2ヵ年）

（2）重点支援

東京都が有する販売拠点やイベント、様々な媒体等を活用した国内外での優先的なPRや販売等の支援

（支援期間）

第7条 前条による支援の期間は、第5条第2項により通知した日の属する年度から、3ヵ年度までとする。ただし、前条（2）の支援については、4ヵ年度以降も継続ができるものとする。

（選定の取消し）

第8条 知事は、商品開発事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の選定を

取り消すことができる。

- (1) 第3条に定めた事項を満たさなくなったとき。
- (2) 応募書類に記載された内容が、虚偽又は公序良俗その他法令の定めに反する、もしくは著作権その他第三者の権利を侵害していることが認められたとき。
- (3) 東京都の承認を得ず、応募事業者の都合により応募書類に記載された内容を大幅に変更したとき。
- (4) その他法令上又は社会通念上、選定するにふさわしくないと判断される事由があったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、商品開発事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月9日から適用する。

様式1（第4条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

企業等の所在地

企業等の名称

代表者職・氏名

江戸東京きらりプロジェクト商品開発事業の応募について

別に定める募集要項を確認し、定めを全て満たしていることを誓約・同意の上、別紙のとおり江戸東京きらりプロジェクト商品開発事業を実施したいので、応募用紙を添えて応募します。

様式2（第5条関係）

文 書 番 号

（企業等の所在地）

（企業等の名称）

（代表者役職・氏名）

江戸東京きらりプロジェクト商品開発事業の審査結果について（通知）

審査の結果、江戸東京きらりプロジェクト商品開発事業者として選定しましたので、
通知します。

年 月 日

東京都知事